

第5条～第条（現行）

アンダーライン部分は変更箇所（現行）

【会 員】

第5条 本会の会員は次の者とする。

- ① ぶらざこむ1を拠点にボランティア活動を実施しているぶらざこむ1登録グループ
- ② 第2条に賛同する個人またはグループ

【オブザーバー】

第6条 宝塚市社会福祉協議会ボランティア活動センターは議決権のないオブザーバーとして本会に参画する。

【会員の役割】

第7条 会員の役割は次の通りとする。

- ① ぶらざこむ2のコミュニティづくりに参画する
- ② ボランティア活動を通じて、誰もが住みやすい社会づくりに寄与する
- ③ ぶらざこむ1の自主運営を担う

【運営委員】

第8条 本会の円滑な運営を計るため運営委員（以下、委員と称する）を選任し、運営に当たる。

【委員の選任と任期】

第9条 委員の選任は次の方法により行う。

- 1 選任する委員の定数は25名とする。その内訳は、ぶらざこむ1登録グループから個人の資格で出た者15名程度、ボランティア活動に理解のある個人10名程度とする。
- 2 任期は2年とする。
- 3 欠員が生じた場合は必要に応じて後任者を選任することが出来る。その任期は前任者の残任期間とする。

【役員】

第10条 本会の運営を取りまとめるために次の役員をおく。

- | | | |
|------|----|--|
| 代 表 | 1名 | 本会の運営を統括する |
| 副代表 | 2名 | 代表を補佐する
代表に事故ある時は、副代表の合議により代表代行を決める |
| 会 計 | 1名 | 本会の会計にあたる |
| 会計監査 | 2名 | 本会の会計監査にあたる |
| 総 務 | 2名 | 本会の庶務全般にあたる |

【役員の選定】

第11条 役員の選定は第9条1項の委員の中から選定され、総会で承認を受ける。

- 2 代表は、必要に応じて、運営委員より役員を増員することが出来る。

【役員の任期】

第12条 役員の任期は2年とする。

- 2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 増員により選任された役員の任期は、直近の定時総会までとする。
- 4 役員は辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまではその職務を行う。

見直し箇所および理由

- ① 冗長部分を削除した。
- ② 「利用未登録のグループ・個人のこむ1会加入」にあたって、加入のための条件として、「こむ1会での承認」を追加した

※ ボランティア活動センターのみで財団が記載されていない。
・ オブザーバーとしての会員資格を定義する必要がない。
・ (新)11条【運営委員会】の中に、「両者が、運営委員会にオブザーバーで出席する」を追加し、第6条を削除した。

※ 第2条【目的】・第3条【活動】と内容が重複しているため、再度【会員の役割】として掲載する必要なしと判断し削除した。

旧6条・7条の削除に伴い、条番号を修正した。（以下共通） →

- 1 冗長部分を削除および誤字の修正を行った。
- 2～3 運営委員として果たすべき役割を追加した。

- 1 運営委員に承認の規定がないので、総会で承認を受ける事とした。（現在運用されているルールの明文化）
- ・ 運営委員の選任方法に関する規定がないため、細則で定める事とした。（現在運用されているルールの細則で明文化）
- ・ 運営委員の構成内訳は、実態にそぐわず厳格な適用は今後も困難と思われるので、総数のみの規定に変更した。

- 1 冗長部分を削除した。

- 2 (旧)第11条2を(新)第8条2に移動させた
・ 役員増員決定者を、代表から運営委員会に変更した。

- 1 役員の選定方法が明記されていない。
・ 選定方法を、実態にあわせ運営委員による互選に変更。総会で承認された新運営委員による互選とすることで、新役員承認のための総会の開催は不要とした。

- 2 (旧)第11条2項は、(新)第8条2項に移動させた

- 1 役員の選定を、総会で選任された新運営委員による互選としたことで、運営委員の約半数が毎年入れ替わるため必然的に役員の任期も1年とした。
・ ただし、「再任は妨げない」を追加した。

第5条～（見直し案）

アンダーライン部分が変更箇所（提案）

【会 員】

第5条 本会の会員は次の者とする。

- ① ぶらざこむ1利用登録グループ
- ② 第2条に賛同し、こむ1会で加入承認されたぶらざこむ1利用未登録のグループまたは個人

【オブザーバー】 旧第6条は削除

【会員の役割】 旧第7条は削除

【運営委員】

第6条 本会の円滑な運営を図るため運営委員を選任する。

- 2 運営委員は、運営委員会に出席する。
- 3 運営委員は、第11条3項に定める事項についての実務を行う。

【委員の選任と任期】

第7条 委員は、会員の中から25名を選任し、総会で承認を受ける。

- 2 選任方法は、細則で定める。
- 2 任期は2年とする。
- 3 欠員が生じた場合は、必要に応じて後任者を選任することが出来る。その任期は前任者の残任期間とする。

【役員】

第8条 本会には、次の役員をおく。

- | | | |
|------|----|--|
| 代 表 | 1名 | 本会の運営を統括する |
| 副代表 | 2名 | 代表を補佐する
代表に事故ある時は、副代表の合議により代表代行を決める |
| 会 計 | 1名 | 本会の会計にあたる |
| 会計監査 | 2名 | 本会の会計監査にあたる |
| 総 務 | 2名 | 本会の庶務全般にあたる |
- 2 運営委員会は、運営委員の中から役員を増員することが出来る。

【役員の選定】

第9条 役員は運営委員の中から運営委員による互選で選出する。

【役員の任期】

第10条 役員の任期は1年とし、再任は妨げない。

- 2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 増員により選任された役員の任期は、直近の定時総会までとする。
- 4 役員は辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまではその職務を行う。

第5条～第8条（現行）

【運営委員会】

- 第13条 運営委員会は役員および委員によって構成する。
- 2 運営委員会は第2条の目的および第3条の活動を促進するため、代表の招集により月1回以上開催し、本会に諮るべき課題の整理・審議・決定や活動の企画立案および実務にあたる。
議長は代表が務める。
 - 3 運営委員会は必要に応じて小委員会をつくることができる。
 - 4 運営委員会の議決は出席委員の3分の2以上の賛同をもって成立する。
 - 5 運営委員会は原則公開で行う。

【総会】

- 第14条 総会は次の事項について決議する。
また総会の進行のため議長を選出する。
- ① 会則の承認および変更
 - ② 役員を選任および解任
 - ③ 活動報告および会計報告
 - ④ 活動計画および予算計画
- 2 定期総会を毎年度1回、開催する。また、必要に応じて臨時総会を開催する。
 - 3 総会は運営委員会の決議に基づき本会の代表によって招集する。
 - 4 総会は本会の会員の過半数の出席をもって成立する。ただし、委任した会員は出席とみなす。
 - 5 本会の議案は出席者の多数の賛同をもって成立したものとす。

【会計】

- 第15条 本会の会計は次の通りとする。
- ① 会の運営のため会費を徴収する。寄付等を受けた時は収入に充てる。
 - ② 会計年度は毎年8月1日から翌年7月31日までとする。
 - ③ 新年度にもかかわらず予算が成立していない時は予算の成立まで、運営委員会の議決を経て、前年度予算に準じて支弁することが出来る
- 2 年会費は1人あたり50円とする。年会費は活動者人数×50円として一括納入とする。

【附則】

- 1 本会則は平成24年8月25日から発効する。
- 2 平成25年8月24日に会則改訂
- 3 平成26年8月23日に会則改訂
- 4 令和3年8月28日 第2条及び第3条の一部改定を行った。

見直し箇所および理由

- 1 運営委員会の設置目的を追記した。
 - 2 旧第2項を、設置目的は第1項に、開催方法は第2項に、委員会の果たすべき役割は第3項に分割した。
 - ・ 代表以外の者も議長を務められ様、項目を削除した。
 - 3 小委員会「等」とすることで、他の名称も可能とした。
 - 4 2/3以上では、多数意見が活かされず、運営委員会の円滑な運営の障害になるので、通常行われている過半数に変更した。
 - 5 旧2項の一部と5項をまとめて、(新)第2項とした。
- ※ (旧)第6条を削除し、(新)第11条6項に修正追加した。
(旧)第6条では、(公財)プラザ・コムが明記されてないので、(新)第11条6項に追記した。

- ① 今後、会則の新設はあり得ないので、「会則の承認」を削除し、「会則の変更承認」のみとした。
 - ② 旧会則に、運営委員の選任についての規定が無かったので、総会で運営委員の選任および解任を行う事とした。
 - ・ 役員の選考が、運営委員による互選への変更に伴い、総会の議決事項から削除した。
 - ③ 「と承認」を追記した。
 - ④ 「と承認」を追記した。
- 5 「多数の賛同」をより明確化するため、「過半数の賛同」とした。

- 2 会費の変更は総会の決議事項とするため、年会費額は会則に明記し、その他冗長部分は変更した。

※ 会則に関連する変更規定を、「雑則」として新たに追加した。

- 1 会則に関する変更規定を制定
- 2 会則の下に、運営上の諸規則を設けることを可能とした
既存及び今後制定される運営上の諸規則は、全て「細則」と呼ぶこととした。
- 3 細則に関する変更規定を制定した

第5条～（見直し案）

【運営委員会】

- 第11条 本会の円滑な運営を図るため運営委員会を置き、第6条で定める運営委員により構成する。
- 2 運営委員会は公開で行う事を原則とし、代表の招集により月1回以上開催する。
 - 3 運営委員会は本会に諮るべき課題の整理・審議・決定や活動の企画立案を行う。
 - 4 運営委員会は必要に応じて小委員会等をつくる事が出来る。
 - 5 運営委員会の議決は、出席委員の過半数以上の賛同をもって成立する。
 - 6 (公財)プラザ・コムおよび宝塚市社会福祉協議会ボランティア活動センターは、議決権のないオブザーバーとして運営委員会に出席する。

【総会】

- 第12条 総会は次の事項について決議する。
また総会の進行のため議長を選出する。
- ① 会則の変更承認
 - ② 運営委員の選任および解任
 - ③ 活動報告および会計報告と承認
 - ④ 活動計画および予算計画と承認
- 2 定期総会を毎年度1回、開催する。また、必要に応じて臨時総会を開催する。
 - 3 総会は運営委員会の決議に基づき本会の代表によって招集する。
 - 4 総会は本会の会員の過半数の出席をもって成立する。ただし、委任した会員は出席とみなす。
 - 5 本会の議案は出席者の過半数の賛同をもって成立したものとす。

【会計】

- 第13条 本会の会計は次の通りとする。
- ① 会の運営のため会費を徴収する。寄付等を受けた時は収入に充てる。
 - ② 会計年度は毎年8月1日から翌年7月31日までとする。
 - ③ 新年度にもかかわらず予算が成立していない時は予算の成立まで、運営委員会の議決を経て、前年度予算に準じて支弁することが出来る
- 2 年会費は、1人あたり50円とし、グループ会員はグループ毎に一括納入する。

【雑則】

- 第14条 会則の変更は、総会の議決による。
- 2 本会則の下に、細則(運営上の諸規則)を設けることが出来る。
 - 3 細則は、運営委員会の議決により新設および改廃ができる。

【附則】

- 1 本会則は平成24年8月25日から発効する。
- 2 平成25年8月24日に会則改訂
- 3 平成26年8月23日に会則改訂
- 4 令和3年8月28日 第2条及び第3条の一部改定を行った。
- 5 令和4年8月 日 第5条以下の全面改定を行った。